

令和6年度門真市保育所等指導監査実施方針

1 目的

この実施方針は門真市保育所指導監査実施要綱（平成29年4月1日施行）及び門真市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、門真市が所管する児童福祉施設（以下「施設」という。）に対して実施する指導監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 指導監査の具体的取扱いについて

(1) 施設に対する指導監査の実施について

原則、指導監査を毎年度実施する。

(2) 懸案事項を抱える施設に対する指導監査の実施について

運営全般について重大な指導（指摘）を行った施設については、問題の早期解決と適正な施設運営を確保するために、大阪府等との緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な指導監査を実施する。

(3) 新設の施設に対する初期指導の実施について

新設の施設については、適正な施設の運営に資するために、原則、早期の初期指導を実施する。

(4) 会計の専門家を同行させた指導監査の実施について

指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させて指導監査を実施することができる。

(5) 利用者、家族等及び業者からの聴取の実施について

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため、必要があると認める場合は利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取を実施する。

(6) 隨時指導監査の実施について

施設の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる施設については、随時指導監査を実施する。

(7) 特別監査の実施について

通常の指導監査において、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない施設及び不祥事案を起こした施設については、特別監査を実施する。

3 指導監査の事項について

(1) 施設の管理運営体制に関する事項

- ・「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
- ・事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応
- ・安全確保対策の充実・強化（避難・消火訓練の実施、非常時における地域の協力体制の確保、消防設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備、防犯に係る安全性の確保等）
- ・感染症及び食中毒対策の確立

(2) 会計管理に関する事項

- ・社会福祉法人会計基準・学校法人会計基準等及び経理規程に基づく会計経理及び契約
- ・内部牽制体制の確立、施設の会計事務処理の執行管理体制の強化
- ・利用者負担金及び寄附金等の取扱い
- ・運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

(3) 職員の待遇に関する事項

- ・人事管理の適正化（職員の確保及び定着化等）
- ・職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講、内部研修の充実等）
- ・就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
- ・労働時間と休憩等の取扱い（労働時間の短縮等労働条件の改善等）
- ・職員健康診断の適正な実施
- ・福利厚生等の充実

(4) 食事の提供に関する事項

- ・安全、適切な食事提供の確保（給食運営形態、契約内容、施設内調理の実施等）
- ・施設利用者に応じた栄養の確保と充実した食事の提供（給与栄養目標

- 量の設定、食事内容、アレルギー等に配慮した食事の提供、食育、他機関の指導・助言・連携の有無等)
- ・衛生管理の徹底（検食・検便の実施、食品の検収、飲用水の検査、調理温度、調理時間管理、厨房設備・調理器具の衛生的な取扱い、保存食の保管等）

(5) 利用者の支援に関する事項

- ・利用者の意向や希望の尊重と良好な生活環境の確保
- ・利用者の権利擁護の観点からの適切な支援の確保
- ・利用者支援の充実（健康管理対策、保健・医療の確保、相談体制、家族との連携、関係機関との連携、苦情解決、福祉サービス向上への対応状況）

4 改善状況の確認について

指導監査の結果、施設に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

5 その他

この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、令和6年8月8日から施行する。